

「県政運営指針」(H27.4策定)

「県政運営指針」(令和2年改定)(案)

第2章 高知県庁の目指すべき姿を実現するための6つの柱

II 課題に対してひるまず真正面から立ち向かっていく姿勢

I 課題に対してひるまず真正面から立ち向かっていく姿勢

<p>基本方向1 庁外に目を向けた県民本位の取り組みを推進する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民の皆様から見える県庁づくりを徹底する 2 県民の皆様と対話をする県庁づくりを徹底する 3 県外にも目を向ける県庁づくりを徹底する 	<p>基本方向3「全国区の視点」へ</p> <p>「姿勢」の本文へ</p>
<p>基本方向2 成果を大いに意識して仕事を進める</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課題を自ら見だし真正面から取り組む 2 組織と職員がベクトルを共有する 3 組織の連携を強化する 4 PDCAサイクルを回す 	<p>1-4「使命」へ</p> <p>5頁【組織づくり】 基本方向2-1「課題に対して全体で取り組む体制をつくる」へ</p> <p>1-7へ</p>
<p>基本方向3 民間や市町村と一体感を持って取り組みを推進する (官民協働、市町村政との連携・協調)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民の皆様から見える県庁づくりを徹底する 2 県民の皆様と対話をする県庁づくりを徹底する 3 民間や市町村とベクトルを共有し一緒に汗をかく 4 市町村に寄り添った支援をする 5 産学官民の連携を推進する 	<p>1-2「透明性」へ</p> <p>1-1「対話」へ</p>
<p>基本方向4 全国区の視点を持って仕事を進める</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県外にも目を向ける県庁づくりを徹底する 2 国や他県との連携を強化する 3 国の政策を積極的に取り込む 	
<p>基本方向5 心身の健康に留意し公務能率の向上を図る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心身の健康に留意し公務能率の向上を図る 	<p>5頁【職場づくり】 基本方向4へ統合</p>

<p>基本方向1 県民の皆さまとの対話を通じて共感を得ながら課題解決に向けて前進する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民の皆さまと対話する県庁づくりを徹底する 2 県政運営の透明性を徹底する 3 時代の変化に合わせて常に進化し続ける 4 使命を絶えず自問自答する 5 リスクを恐れず挑戦する 6 想像力を働かせて先手を打っていく 7 PDCAサイクルを回す(「数値目標」「期限」「工程表」を常に意識しながら進捗管理)
<p>基本方向2 民間や市町村と一体感を持って取組を推進する (官民協働、市町村政との連携・協調)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民間や市町村とベクトルを共有し一緒に汗をかく 2 市町村と対話し寄り添った支援をする 3 産学官民の連携を推進する
<p>基本方向3 全国区の視点を持って仕事を進める</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県外・海外にも目を向ける県庁づくりを徹底する 2 国や他県との連携を強化する 3 国の政策を積極的に取り込む 4 県民や専門家の声・視点を取り入れる
<p>基本方向4 時代の潮流を的確に捉える</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 デジタル技術を活用して課題解決と産業振興を図る 2 世界と競争できる産業を育てる 3 SDGs(持続可能な開発目標)を意識する

Ⅲ 常に進化し続け地域の課題や社会状況の変化に対して柔軟で強い組織

基本方向1 常に進化し続ける

- 1 自浄作用を働かせる
 - ①情報を共有し悪い情報ほど上に上がる仕組みを徹底する
 - ②非違事案に対して自浄能力を発揮する
- 2 組織のベクトルを自ら修正する
 - ①成功事例にとられることなくPDCAサイクルを適用する
 - ②異論を唱え合うことのできる組織文化を醸成する
- 3 組織としての機能の質の向上を図る
 - ①多段階、多方面チェックを徹底する
 - ②効率的・効果的なものとなるよう仕事の仕方を見直す

- 4 庁内外で学ぶ場を拡大する
 - ①高知県産学官民連携センターを活用する
 - ②外部の知見に触れる機会を有効に活用する

7頁【人材育成】
基本方向2-3へ

基本方向2 課題に柔軟かつ的確に対応できる体制をつくる

- 1 課題に対して全体で取り組む体制をつくる
 - ①組織の役割を明確にする
 - ②職員が組織の役割を共有する
 - ③チームで達成度を共有する
 - ④部局間の連携を強化する
- 2 地域を支えるための体制をつくる
- 3 県民の安全・安心を守る体制をつくる
 - ①本庁と出先機関、地域本部の連携を強化する(出先機関の活性化)
 - ②これまでの取り組みで培ったノウハウ等を活かし地域へのさらなる展開を図る
 - ③市町村間の連携を支援する
- 4 課題に対して積極的に攻める体制をつくる
 - ①合理的で納得性の高い政策を提言する
 - ②様々なネットワークに積極的に参加する

Ⅱ 常に進化し続け地域の課題や社会状況の変化に対して柔軟で強い組織

基本方向1 常に進化し続ける

- 1 自浄作用を働かせる
 - ①情報を共有し悪い情報ほど上に上がる仕組みを徹底する
 - ②非違事案に対して自浄能力を発揮する
- 2 組織のベクトルを自ら修正する
 - ①成功事例にとられることなくPDCAサイクルを適用する
 - ②異論を唱え合うことのできる組織文化を醸成する
- 3 組織としての機能の質の向上を図る
 - ①多段階、多方面チェックを徹底する
 - ②効率的・効果的なものとなるよう仕事の仕方を見直す
 - ③内部統制を導入し、適正な事務の執行を確保する
 - ④公文書管理を徹底する

基本方向2 課題に柔軟かつ的確に対応できる体制をつくる

- 1 課題に対して全体で取り組む体制をつくる
 - ①組織の役割を明確にする
 - ②職員が組織の役割を共有する
 - ③チームで達成度を共有する
 - ④部局間の連携を強化する
- 2 地域を支えるための体制をつくる
 - ①本庁と出先機関、地域本部の連携を強化する(出先機関の活性化)
 - ②これまでの取組で培ったノウハウ等を活かし地域へのさらなる展開を図る
 - ③市町村間の連携を支援する
- 3 県民の安全・安心を守る体制をつくる
 - ①地域における防災対策を強化する
- 4 課題に対して積極的に攻める体制をつくる
 - ①合理的で納得性の高い政策を提言する
 - ②国や他県との連携を強化する【再掲】

「県政運営指針」(H27.4策定)

基本方向3 課題に正面から取り組むためマンパワーを維持する

- 1 財政の安定性に配慮しつつマンパワーの維持を図る
 - ①知事部局3,300人体制を維持する
- 2 スクラップアンドビルドを徹底する

基本方向4 職員が能力を最大限発揮できる環境を整える

- 1 風通しの良い職場づくりに取り組む
 - ①共有会議室を設置する
 - ②情報交換スペースを設置する
 - ③情報共有システムを構築する
- 2 女性の働きやすい職場づくりに取り組む
 - ①既存制度の周知とより利用しやすい環境をつくる
 - ②成果の実現を常に念頭に置きつつ仕事を進めながらも、時間外勤務の縮減を徹底する
 - ③子育てに関する相談機関の周知を徹底する
 - ④勤務形態の多様化を検討する
- 3 職員の健康管理に留意した職場づくりに取り組む
 - ①安全快適で働きやすい職場環境をつくる
 - ②早期に発見し、早期に対応する
 - ③心とからだの健康問題による不調者を支援する

基本方向5 公社等外郭団体を活用する

- 1 公社等外郭団体等と連携・協調する
- 2 公社等外郭団体等に必要な見直しを進める
 - ①公社等外郭団体に必要な見直しを進める
 - ②特定の公社等外郭団体について重点的に改革に取り組む

基本方向6 指定管理者制度を活用する

- 1 指定管理者制度を活用する

「県政運営指針」(令和2年改定)(案)

基本方向3 簡素で効率的な組織を構築しつつ課題に真正面から取り組むためのマンパワーを確保する

- 1 業務に応じた適切な人員配置によりメリハリの効いた組織をつくる
- 2 スクラップアンドビルドを徹底する
- 3 デジタル技術の活用により業務の抜本的な効率化を図る
- 4 財政の安定性に配慮しつつ課題に真正面から取り組むためのマンパワーを確保する
 - ①時限的に3,300人体制を見直す
(「令和6年4月時点において3,400人以内での職員体制」を見込む)

「IV 働き方改革」の柱へ移行

基本方向4 公社等外郭団体を活用する

- 1 公社等外郭団体等と連携・協調する
- 2 公社等外郭団体の健全経営を確保する

基本方向5 民間の力を活用する

- 1 PPP/PFIなどを活用する
- 2 指定管理者制度を活用する

IV 創造性やチームワークを発揮し成果をつかみとる職員

基本方向1 課題に果敢に挑戦する人材を確保する

- 1 多様な能力・経験を持つ人材を確保する
 - ①有為な人材の確保に向け多様なアプローチを行う
 - ②社会人経験者等の採用の対象を拡大する
 - ③任期付職員制度を活用する
- 2 外部人材の知識・経験・技術を活用する
 - ①国、他県、市町村との人事交流を拡大する
 - ②外部人材を活用する(アドバイザー、委員会委員など)
 - ③企業、大学、NPO等と連携する
- 3 退職者の知識・経験・技術を活用する
 - ①職員の再任用制度を活用する
 - ②任期付職員制度を活用する

基本方向2 課題に果敢に挑戦する人材を育成する

- 1 課題を自ら見だし設定する人材を育成する
- 2 課題に果敢に挑戦する人材を育成する
 - ①人材育成基本方針を見直す
 - ②人事考課制度の見直しと定着を図る
 - ③目標設定制度の人材育成要素を充実する
 - ④成長を促す観点に重きを置いた人事異動・人事配置を行う
 - ⑤女性職員の登用を拡大する
 - ⑥若手職員の登用を拡大する
 - ⑦多様な研修を実施する
- 4 庁内外で学ぶ場を拡大する
 - ①高知県産学官民連携センターを活用する
 - ②外部の知見に触れる機会を有効に活用する

5頁【組織づくり】
基本方向1-4から移動

「III 組織づくりの
「基本方向1」の4

基本方向3 課題に果敢に挑戦する人材を支える

- 1 課題に果敢に挑戦する人材を支える
 - ①管理職等のマネジメント能力を向上する
 - ②人事評価を適正に給与等に反映する
 - ③成果に向けてコミュニケーションを促進する

5頁【職場づくり】
基本方向1-2へ統合

III 創造性やチームワークを発揮し成果をつかみとる職員

基本方向1 課題に果敢に挑戦する人材を「確保」する

- 1 多様な能力・経験を持つ人材を確保する
 - ①有為な人材の確保に向け多様なアプローチを行う
 - ②社会人経験者等の採用を積極的に行う
 - ③障害者雇用を推進する
 - ④任期付の職員制度を活用する
- 2 外部人材の知識・経験・技術を活用する
 - ①国、他県、市町村との積極的な人事交流を行う
 - ②外部人材を活用する(アドバイザー、委員会委員など)
 - ③企業、大学、NPO等と連携する
- 3 退職者の知識・経験・技術を活用する
 - ①職員の再任用制度を活用する
 - ②任期付職員制度を活用する

基本方向2 課題に果敢に挑戦する人材を「育成」する

- 1 課題を自ら見だし設定する人材を育成する
- 2 課題に果敢に挑戦する人材を育成する
 - ①人事考課制度を活用する
 - ②目標設定制度を活用し、職員の能力開発や人材育成を促進する
 - ③成長を促す観点に重きを置いた人事異動・人事配置を行う
 - ④女性職員の登用を拡大する
 - ⑤若手職員の登用を拡大する
 - ⑥多様な研修を実施する
- 3 庁内外で学ぶ機会を拡大する
 - ①高知県産学官民連携センターを活用する
 - ②外部の知見に触れる機会を有効に活用する

基本方向3 課題に果敢に挑戦する人材を「支える」

- 1 職員がやりがいを感じ働くことのできる環境を整える
 - ①管理職等のマネジメント能力を向上する
 - ②人事評価を適正に給与等に反映する

基本方向4 職員が能力を最大限発揮できる環境を

「Ⅲ 組織づくり」
の
「基本方向4」の項

1 風通しの良い職場づくりに取り組む

- ①共有会議室を設置する
- ②情報交換スペースを設置する
- ③情報共有システムを構築する

2 女性の働きやすい職場づくりに取り組む

- ①既存制度の周知とより利用しやすい環境をつくる
- ②成果の実現を常に念頭に置きつつ仕事を進めながらも、
時間外勤務の縮減を徹底する
- ③子育てに関する相談機関の周知を徹底する
- ④勤務形態の多様化を検討する

3 職員の健康管理に留意した職場づくりに取り組む

- ①安全快適で働きやすい職場環境をつくる
 - ア 職場ドックの取り組みを継続する
 - イ メンタルヘルス研修を継続する
 - ウ ハラスメント研修を継続する
- ②早期に発見し、早期に対応する
 - ア 職員自身による健康づくりへの支援を行う
 - イ 健康相談及びメンタルヘルス相談窓口の設置を継続する
 - ウ 庁内のハラスメントの相談窓口の設置を継続する
- ③心とからだの健康問題による不調者を支援する

Ⅳ 職員が能力を最大限発揮できる職場環境

基本方向1 風通しの良い職場づくりに取り組む

- 1 相談しやすい職場環境づくりに取り組む
- 2 職員間のコミュニケーションを促進する

基本方向2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する

- 1 業務の改善を徹底し、長時間労働の削減に取り組む
 - ①仕事の目的や目標を常に意識する
 - ②業務の改善を徹底し、長時間労働の削減に取り組む(管理職も含む)
 - ③時間外勤務の状況を把握する
- 2 休暇の取得促進に取り組む
 - ①計画的に休暇を取得するための取組を推進する
- 3 女性の働きやすい職場づくりをはじめ仕事とライフイベントの
両立支援に取り組む
 - ①ライフイベントに応じた働き方を支援する
 - ②ライフイベントに応じた休暇を取得しやすい環境をつくる
 - ③次世代育成支援の取組を着実に実行する

基本方向3 障害のある方も働きやすい職場づくりに取り組む

- 1 バリアフリーを推進する
 - ①施設等のバリアフリーを推進する
 - ②心のバリアフリーを推進する
- 2 多様な活躍の場を設ける

基本方向4 職員の健康管理に留意した職場づくりに取り組む

- 1 安全快適で働きやすい職場環境づくりに取り組む
 - ①職場環境改善(職場ドック)に取り組む
- 2 心とからだの健康を支える
 - ①職員自身による健康づくりへの支援を行う
 - ②メンタルヘルス研修を継続する
 - ③健康相談及びメンタルヘルス相談窓口の設置を継続する
- 3 ハラスメントを防止する
 - ①ハラスメント研修を継続する
 - ②庁内のハラスメントの相談窓口の設置を継続する

「県政運営指針」(H27.4策定)

V 課題解決先進県に向けた取り組みを支える財政の健全性の確保

基本方向1 予算のスクラップアンドビルドとブラッシュアップを徹底する

- 1 県民の皆様の視点に基づく企画立案を行う
- 2 アウトカムを重視したPDCAサイクルに基づく不断のチェックにより事業の見直しや改善に取り組む
 - ①PDCAサイクルに基づく不断のチェックを徹底する
 - ②事業の見直しや改善を促すための仕組みを設ける
- 3 官民協働、市町村政との連携・協調により政策を推進する
- 4 予算査定経過の公表など県民の皆様に見える予算編成を推進する

基本方向2 将来にわたる安定的な財政運営を実現するための財源を確保する

- 1 地方の財源確保に向けた提案を強化する
- 2 自主財源の確保を徹底する
 - ①県税など収入未済金対策を推進する
 - ②県有財産処分を推進する
 - ③ふるさと寄附金などその他の収入を確保する
 - ④産業振興計画の推進により県経済体質を強化する

基本方向3 中長期的に安定した財政運営を実現する

- 1 県債残高を抑制する
 - ①県債残高を抑制する
- 2 投資的経費を計画的に確保する
- 3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する
 - ①公共施設等総合管理計画を策定する
- 4 義務的経費の抑制により県民サービスを確保する
- 5 公営企業の経営の健全化を進める
 - ①中期経営計画等に基づく取り組みを進める(電気事業、工業用水道事業)
 - ②経営健全化計画等に基づく取り組みを進める(病院事業)

「県政運営指針」(令和2年改定)(案)

V 不断の行財政改革に取り組み社会状況の変化に対応

基本方向1 財政の健全性を確保する

- 1 将来にわたる安定的な財政運営を実現するための財源を確保する
 - ① 地方の財源確保に向けた提案を強化する
 - ② 自主財源の確保を徹底する

2 予算のスクラップアンドビルドとブラッシュアップを徹底する

- ①県民の皆さまの視点に基づく企画立案を行う
- ②アウトカムを重視したPDCAサイクルに基づく不断のチェックにより事業の見直しや改善に取り組む
- ③ 官民協働、市町村政との連携・協調により政策を推進する
- ④ 予算査定経過の公表など県民の皆さまに見える予算編成を推進する

3 中長期的に安定した財政運営を実現する

- ① 財政調整的基金を確保する
- ② 県債残高を一定の水準で維持する
- ③ 投資的経費を計画的に確保する
- ④ 県民サービスのための裁量的経費を確保する
- ⑤ 公営企業の経営の健全化を進める

「県政運営指針」(H27.4策定)

VI 行財政改革の取り組みを継続し社会状況の変化に対応

基本方向1 簡素で効率的な組織を構築する

- 1 スクラップアンドビルドを徹底する【再掲】
- 2 組織としての機能の質の向上を図る【再掲】
- 3 限られた人的資源を最大限に有効活用する

基本方向1へ統合

基本方向2 財政の健全性を確保する

- 1 予算のスクラップアンドビルドとブラッシュアップを徹底する【再掲】
- 2 将来にわたる安定的な財政運営を実現するための財源を確保する【再掲】
- 3 中長期的に安定した財政運営を実現する【再掲】

「県政運営指針」(令和2年改定)(案)

基本方向2 簡素で効率的な組織を構築する

- 1 業務に応じた適切な人員配置によりメリハリの効いた組織をつくる【再掲】
- 2 スクラップアンドビルドを徹底する【再掲】
- 3 デジタル技術の活用により業務の抜本的な効率化を図る【再掲】

基本方向3 あらゆる行政サービスのデジタル化を推進する

- 1 デジタル技術の活用により業務の抜本的な効率化を図る
- 2 デジタル技術の活用により県民サービスの向上を図る
- 3 デジタル技術を活用して課題解決と産業振興を図る【再掲】
 - ①「高知県行政サービスデジタル化推進計画」の取組を着実に実行する

VII 県政の推進にあたって基本中の基本となるコンプライアンスの徹底

基本方向1 県民の皆様から見える県庁づくりを徹底する

- 1 意思決定のプロセス公表のルールを徹底する
 - ①予算査定経過の公表など県民の皆様に見える予算編成を推進する【再掲】
 - ②各種団体からの要望の公表を徹底する
 - ③公表する情報そのものを分かりやすくする
 - ④特定の個人・団体等に利害が及び意思決定プロセスの公表を徹底する
 - ⑤審議会等の公開、審議会等に関する情報提供を徹底する
- 2 情報の共有と幅広い議論をする
 - ①課題案件の文書化と共有ルールの整備を徹底する
 - ②課題案件を議論の場に出させるルールを徹底する

基本方向2-2へ統合

基本方向2 県民の皆さまと対話する県庁づくりを徹底する

- 1 県民の皆さまと積極的に対話する
 - ①県政出前講座を継続する
 - ②出先機関職員等を活用する
 - ③地域活動等に積極的に参加する
 - ④他県、市町村、民間との合同研修を拡大する
 - ⑤企業、大学、NPOと連携する【再掲】
 - ⑥現場研修を拡充する
 - ⑦県政情報をわかりやすく発信する

VI 県政の推進にあたって基本中の基本となるコンプライアンスの徹底

基本方向1 県民の皆さまから見える県庁づくりを徹底する

- 1 意思決定のプロセス公表のルールを徹底する
 - ①予算査定経過の公表など県民の皆様に見える予算編成を推進する【再掲】
 - ②各種団体からの要望の公表を徹底する
 - ③特定の個人・団体等に利害が及び意思決定プロセスの公表を徹底する
 - ④審議会等の公開、審議会等に関する情報提供を徹底する
- 2 情報の共有と幅広い議論をする
 - ①課題案件の文書化と共有ルールの整備を徹底する
 - ②課題案件を議論の場に出させるルールを徹底する
- 3 公文書管理を徹底する

基本方向2 県民の皆さまと対話する県庁づくりを徹底する

- 1 県民の皆さまと積極的に対話する
 - ①県政出前講座を継続する
 - ②出先機関職員等を活用する
 - ③地域活動等に積極的に参加する
 - ④他県、市町村、民間との合同研修を実施する
 - ⑤企業、大学、NPO等と連携する【再掲】
 - ⑥現場研修を拡充する
- 2 県政情報をわかりやすく伝える
 - ①積極的に情報を発信する
 - ②「伝わる」資料をつくる

「県政運営指針」(H27.4策定)

基本方向3 官民協働型の県政を公平公正に推進するために不正防止を徹底する

- 1 県民の皆さまとの対話における姿勢のあり方を徹底する
 - ①高知県職員倫理条例及び規則の周知を徹底する
 - ②「不当な圧力・介入」への対応を徹底する
- 2 対話した内容の文書化と共有のルールを徹底する
 - ①県民の皆さまとの対話を文書化し共有する
 - ②県民の声データベースシステムを活用する
 - ③「職務に対する働きかけ」の公表制度を引き続き適正に運用する
 - ④「念書・覚書等の公表」を引き続き実施する
- 3 職員の意識改革を継続し徹底を図る
 - ①公務員倫理に関する研修を継続する
 - ②モード・アバンセ事件に関する研修を継続する
 - ③実務(補助金業務、決算業務、入札業務など)に即した研修を継続する
- 4 適正な会計事務の執行を徹底する
 - ①会計事務に関する研修等を充実する
 - ②監査の専門性を強化する
 - ③会計事務の適性化に資する情報発信を徹底する

基本方向4 組織や仕組みとして不適切な政策決定を防ぐ

- 1 意思決定に対するチェック機能を強化する
 - ①予算執行段階でのチェック機能の強化を徹底する
 - ②事業等の実現性の審査を継続する
 - ③外部監査制度の活用を徹底する
- 2 職員からの相談、告発を受ける仕組みを徹底する
 - ①外部相談員制度を周知徹底する
 - ②公益通報処理制度を周知徹底する
 - ③課題案件を議論の場に出させるルールを徹底する【再掲】
 - ④上司の決定に異議のある場合の対応を徹底する【再掲】

「県政運営指針」(令和2年改定)(案)

基本方向3 官民協働型の県政を公平公正に推進するために不正防止を徹底する

- 1 県民の皆さまとの対話における姿勢のあり方を徹底する
 - ①高知県職員倫理条例及び規則の周知を徹底する
 - ②「不当な圧力・介入」への対応を徹底する
- 2 対話した内容の文書化と共有のルールを徹底する
 - ①県民の皆さまとの対話を文書化し共有する
 - ②県民の声データベースシステムを活用する
 - ③「職務に対する働きかけ」の公表制度を引き続き適正に運用する
 - ④「念書・覚書等の公表」を引き続き実施する
- 3 職員の意識改革を継続し徹底を図る
 - ①公務員倫理に関する研修を継続する
 - ②モード・アバンセ事件に関する研修を継続する
 - ③実務(補助金業務、決算業務、入札業務など)に即した研修を継続する
- 4 適正な会計事務の執行を徹底する
 - ①会計事務に関する研修等を充実する
 - ②監査の質的变化に対応する
 - ③会計事務の適性化に資する情報発信を徹底する
 - ④内部統制を導入し、適正な事務の執行を確保する【再掲】

基本方向4 組織や仕組みとして不適切な政策決定を防ぐ

- 1 意思決定に対するチェック機能を強化する
 - ①予算執行段階でのチェック機能の強化を徹底する
 - ②事業等の実現性の審査を継続する
 - ③外部監査制度の活用を徹底する
- 2 職員からの相談、告発を受ける仕組みを徹底する
 - ①外部相談員制度を周知徹底する
 - ②公益通報処理制度を周知徹底する
 - ③課題案件を議論の場に出させるルールを徹底する【再掲】
 - ④上司の決定に異議のある場合の対応を徹底する【再掲】